

## 犯罪被害者支援大学生ボランティア運用要領

### 第1 要旨

この要領は、犯罪被害者支援大学生ボランティア（以下「大学生ボランティア」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 運用の目的

社会全体で犯罪被害者及びその家族（以下「犯罪被害者等」という。）を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進するため、将来を担う大学生を対象に、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動等への参加を促進し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者支援の重要性への理解を深め、もって地域社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図ることを目的とする。

### 第3 基本的配意事項

- 1 理事は、大学生ボランティアによる犯罪被害者支援に関する広報啓発活動等の推進に努めるものとする。
- 2 この要領の運営にあたっては、大学生ボランティアが在籍する大学の理解を得るとともに、単位履修等学習活動の支障になることを避けなければならない。

### 第4 募集要領

事務局長は、大学生ボランティアになろうとするものを公募するものとし、応募があった場合は、犯罪被害者支援大学生ボランティア申込書（別記様式第1号）に必要な事項を記入させ、提出させるものとする。

### 第5 委嘱

#### 1 手続

学生ボランティアの委嘱は、理事長が委嘱状（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

#### 2 資格

- (1) 鹿児島県内に校舎が所在する大学（大学院及び短期大学を含む）に在学し、鹿児島県内に居住する大学生であること。
- (2) 犯罪被害者支援に関心を持ち、熱意及び行動力を有すること。
- (3) 心身共に健康であること。

#### 3 委嘱期間

大学生ボランティアの委嘱期間は、委嘱時から当該年度の翌年の3月31日までとする。ただし、更新を妨げない。

### 第6 活動

大学生ボランティアは、かごしま犯罪被害者支援センター職員の指導の下、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者支援に関する広報啓発活動
- (2) 犯罪被害者支援講演会等に関する活動
- (3) その他犯罪被害者支援に資すると認められる活動

## 第7 解嘱

理事長は、委嘱をした者が次のいずれかに該当することとなった場合は、解嘱することができる。

- (1) 本人からの申し出があったとき。
- (2) 第5の2に掲げるいずれかの資格に該当しなくなったとき。
- (3) ボランティアの活動中に違法行為その他不適切な活動を行ったとき。
- (4) 大学生ボランティアとしてふさわしくない非行のあったとき。

## 第8 証票の貸与等

### 1 貸与

大学生ボランティアには、犯罪被害者支援大学生ボランティア証（別記様式第3号以下「証票」という。）を貸与する。

### 2 携行

大学生ボランティアは、ボランティア活動に従事するに当たっては、証票を携帯するものとする。

### 3 返納

大学生ボランティアは、解嘱されたとき又は委嘱期間が満了したときは、証票を速やかに返納しなければならない。

### 4 再交付

大学生ボランティアが証票を紛失し、き損し、又は汚損した時は、証票再交付申請（別記様式第4号）により、再交付を受けなければならない。

なお、証票をき損し、又は汚損したときは、当該証票を併せて提出しなければならない。

## 第9 指導及び研修

かごしま犯罪被害者支援センターは、大学生ボランティアの活動に関し必要な知識及び留意事項等について適宜指導及び研修を行うものとする。

## 第10 ボランティア活動の認定等

理事長は、大学生ボランティアがボランティア活動を行ったときは、申請によりこれを証明するものとする。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、大学生ボランティアの運用に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。